

小児慢性特定疾病指定医の皆さんへ

2023（令和5）年10月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、

小児慢性特定疾患の医療意見書に 「診断年月日」欄が追加されます

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日を確認するため、

医療意見書の「診断年月日」欄には「医療意見書に記載された内容を診断した日」
を記載いただきますようお願いいたします。

＜医療意見書イメージ＞

医療機関・医師署名	上記の通り診断します。		
医療機関名	記載年月日	年	月
医療機関所在地	診断年月日	年	月
電話番号	診療科	日	
	医師名		
	小児慢性特定疾患 指定医番号 ()		

・診断年月日欄には、本医療意見書に記載された内容を診断した日を記載してください。

※ 「診断年月日」欄のない医療意見書を患者が持参した場合は、欄外に「診断年月日」を記載してください。

＜診断年月日の具体的な考え方＞

■当該小児慢性特定疾患と診断し、且つ、当該小児慢性特定疾患が原因で、疾患の状態の程度を満たすと総合的に判断した日

- ※ 1 令和5年10月1日以降の申請から適用となります。
- ※ 2 「継続申請用」医療意見書の「診断年月日」欄の記載は、原則不要です。
- ※ 3 「診断年月日」が「記載年月日」と同日の場合は、「診断年月日」欄の記載は不要です。
- ※ 4 成長ホルモン治療用の医療意見書も同様の取り扱いとなります。

新しい医療意見書は、令和5年10月1日以降、
「小児慢性特定疾患情報センター」からダウンロードできます。

※ 厚生労働省ホームページにも掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34547.html>

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの
相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾患の概要や
診断の手引き、疾患の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索

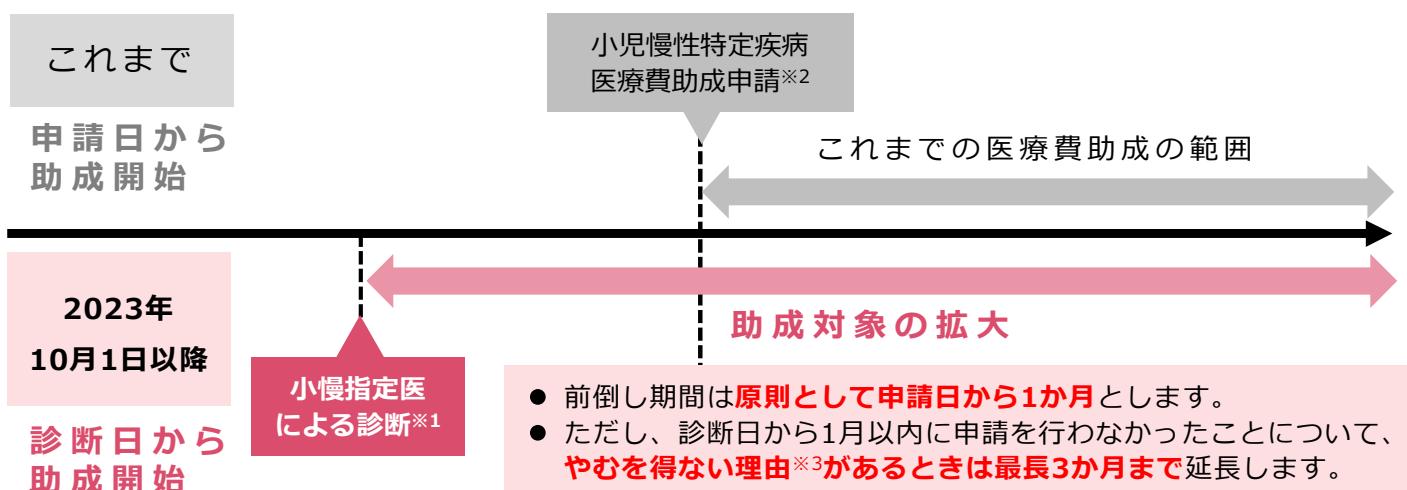
<https://www.shouman.jp/>

小児慢性特定疾患医療費の支給開始日の見直しに関する概要は、（別添）の周知チラシをご確認ください。

2023（令和5）年10月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の開始日を遡ることができます

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が、これまでの「申請日」から、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日※1等」へ遡ることが可能になります

医療費助成の見直しのイメージ



※1 疾病の状態の程度を満たした日を確認するため、医療意見書に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、医療意見書に記載された内容を診断した日を記載します。

※2 2023（令和5）年10月1日以降の申請から適用します。ただし、2023年10月1日より前の医療費について、助成の対象とはできません。

※3 診断書（医療意見書）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災したなど

小児慢性特定疾病に関する情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾病の概要や診断の手引き、疾病の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索

<https://www.shouman.jp/>

医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市（特別区含む）の窓口にお問い合わせください